

2016年2月10日
公益財団法人日本バスケットボール協会

公益財団法人日本バスケットボール協会

平成27年度 第9回理事会 報告

日時:2016(平成28)年2月10日(水) 14:00~15:30
会場:JBA 会議室

【報告内容】

1. 基本規程の改定について [資料 1]
2. 裁定委員会規程等の制定について [資料 2]
3. 公式競技会における違反行為に対する懲罰基準の制定について [資料 3]
4. その他
 - 1) JBA 事務所移転について [資料 4]

以上

基本規程の改定について

【目的】

ガバナンス改革委員会の答申に基づく登録制度体系の改編および「役員候補者の選考に関する規程」の制定に伴い、基本規程内の関連項目を改定する。

【改定内容】 ※別紙「新旧対比表」参照

- ① 会長の再任規定の改定(第 25 条)
- ② 役員の定年規定の改定(第 26 条)
- ③ 加盟チームの加盟料の改定(第 66 条)
- ④ 登録選手の登録料の改定(第 105 条)

以上

JBA 基本規程 新旧対比表(改定箇所抜粋)

※改定箇所

旧規程(改訂前)	新規程(改定後)
第2章 組織	第2章 組織
第4節 役員等	第4節 役員等
<p>第25条〔役員任期〕</p> <p>① 役員任期は、前任者の任期満了日の翌日から選定後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、会長の再任は連続3期まで(期の途中に就任した場合はその期を含めない)とし、更なる再任は1期以上の空白期間を置いた後でなければならない。</p> <p>② 補欠として選定された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</p> <p>③ 役員は、第21条〔役員〕第1項で定めた役員員数が欠けた場合には、辞任または任期満了後においても、新たに選定された者が就任するまでは、なおその権利義務を有する。</p> <p>第26条〔役員定年制〕</p> <p>代表理事である会長および副会長を除く役員は、就任時において、その年齢が70歳未満でなければならない。なお、会長および副会長を除く役員が任期の途中において70歳の満年齢を迎えた場合は、その役員は任期が満了するまで役員として在任することとする。</p>	<p>第25条〔役員任期〕</p> <p>① 役員任期は、前任者の任期満了日の翌日から選定後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、会長の再任は連続4期まで(期の途中に就任した場合はその期を含めない)とする。</p> <p>② 補欠として選定された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</p> <p>③ 役員は、第21条〔役員〕第1項で定めた役員員数が欠けた場合には、辞任または任期満了後においても、新たに選定された者が就任するまでは、なおその権利義務を有する。</p> <p>第26条〔役員定年制〕</p> <p>① 会長および副会長は、就任時において、その年齢が70歳未満でなければならない。なお、会長または副会長が任期の途中において70歳の満年齢を迎えた場合は、当該会長または副会長は任期が満了するまで当該会長または副会長として在任することとする。</p> <p>② 会長および副会長を除く役員は、就任時において、その年齢が65歳未満でなければならない。なお、会長および副会長を除く役員が任期の途中において65歳の満年齢を迎えた場合は、その役員は任期が満了するまで役員として在任することとする。</p>
第3章 所属団体	第3章 所属団体
第2節 加盟チーム	第2節 加盟チーム
<p>第66条〔加盟料〕</p> <p>加盟チームは、原則として毎年5月末日までに、次の各号のいずれか該当する種別に定める加盟料を本協会に納付しなければならない。</p> <p>(1) 一般 10,000円</p> <p>(2) 高専 4,000円</p> <p>(3) U-18 4,000円</p> <p>(4) U-15 2,500円</p> <p>(5) U-12 1,000円</p>	<p>第66条〔加盟料〕</p> <p>加盟チームは、原則として毎年5月末日までに、次の各号のいずれか該当する種別に定める加盟料を本協会に納付しなければならない。</p> <p>(1) 一般 12,000円</p> <p>(2) 高専 6,000円</p> <p>(3) U-18 6,000円</p> <p>(4) U-15 4,500円</p> <p>(5) U-12 3,000円</p>
第5章 登録および移籍	第5章 登録および移籍
第2節 登録	第2節 登録
<p>第105条〔登録料〕</p> <p>加盟チームは、原則として毎年5月末日までに、次の各号のいずれか該当する種別に定める所属選手数に応じた選手登録料を本協会に納付しなければならない。</p>	<p>第105条〔登録料〕</p> <p>加盟チームは、原則として毎年5月末日までに、次の各号のいずれか該当する種別に定める所属選手数に応じた選手登録料を本協会に納付しなければならない。</p>

旧規程(改訂前)	新規程(改定後)
(1) 一般 選手数× 1,000 円	(1) 一般 選手数× 1,200 円
(2) 高専 選手数× 500 円	(2) 高専 選手数× 700 円
(3) U-18 選手数× 500 円	(3) U-18 選手数× 700 円
(4) U-15 選手数× 500 円	(4) U-15 選手数× 700 円
(5) U-12 選手数× 400 円	(5) U-12 選手数× 600 円
第13章 附則	第13章 附則
<p>第191条〔施行〕 本規程は、平成25年3月16日から施行する。</p> <p>平成25年7月1日一部改定 平成26年3月15日一部改定 平成27年3月14日一部改定 平成27年4月29日一部改定（平成27年5月1日施行。ただし、第21条〔役員〕の改定規定は平成27年5月13日施行、第72条〔組織〕第7項の改定規定は別途理事会が定める日に施行） 平成27年5月13日一部改定（ただし、第5条〔評議員の推薦〕第1項第2号乃至第4号および同条第3項乃至第5項の改定規定は別途理事会が定める日に施行） 平成27年6月27日一部改定 平成27年10月14日一部改定 平成27年11月11日一部改定</p>	<p>第191条〔施行〕 本規程は、平成25年3月16日から施行する。</p> <p>平成25年7月1日一部改定 平成26年3月15日一部改定 平成27年3月14日一部改定 平成27年4月29日一部改定（平成27年5月1日施行。ただし、第21条〔役員〕の改定規定は平成27年5月13日施行、第72条〔組織〕第7項の改定規定は別途理事会が定める日に施行） 平成27年5月13日一部改定（ただし、第5条〔評議員の推薦〕第1項第2号乃至第4号および同条第3項乃至第5項の改定規定は別途理事会が定める日に施行） 平成27年6月27日一部改定 平成27年10月14日一部改定 平成27年11月11日一部改定 平成28年2月10日一部改定（ただし、第26条〔役員〕の定年制〕の改定規定は平成28年の定時評議員会開催の日に施行、第66条〔加盟料〕および第105条〔登録料〕の改定規定は平成28年3月1日施行）</p>

裁定委員会規程等の制定について

【目的】

1. 裁定委員会規程(別紙①②参照)

JBA 基本規程第 42 条において、裁定委員会は

- ① (競技・競技会以外の)違反行為に対する調査、審議および懲罰案の理事会への報告
- ② 紛争の「和解斡旋」

を所轄する機関として設置されているが、「和解斡旋」に関する定めがなく、同 47 条において、裁定委員会の運営に関しては「裁定委員会規程」にて定めるとされているものの「裁定委員会規程」がないため、上記 2 点について改めて定める。

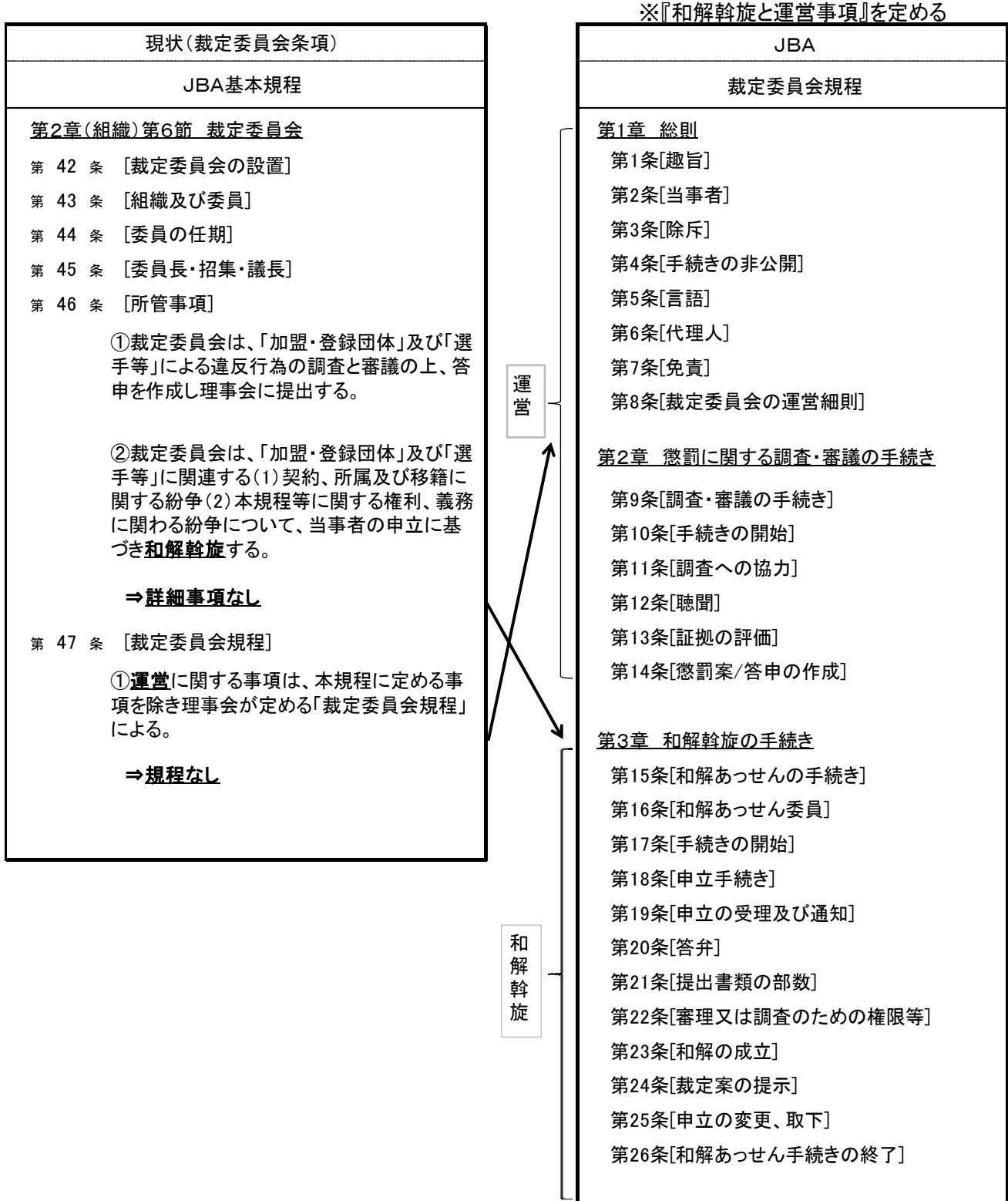
2. 指導者処分ガイドライン(別紙③参照)

裁定委員会の懲罰は判例に基づき審査を行っているが、案件の多数を占める*指導者については一定のガイドラインを設ける必要があり、定める。

(* 参考:2013 年度以降、審査案件 18 件中 14 件が指導者に関する内容であった)

以上

JBA「裁定委員会規程」制定のポイント



裁定委員会規程

第1章 総則

第1条 [趣旨]

- ① 本規程は、公益財団法人日本バスケットボール協会(以下「本協会」という)の基本規程(以下「基本規程」という)第47条[裁定委員会規程]に基づき、裁定委員会の運営に関する事項について定める。
- ② 本規程の用語の定義は、特段の定めのない限り、基本規程の定めによるものとする。

第2条 [当事者]

- ① 本規程において、当事者とは、懲罰に関する調査・審議の手続きについては、当該懲罰の対象者をいい、紛争に関する和解あっせんの手続きについては、当該手続の申立人及び被申立人をいう。
- ② 加盟チームのうち、学校の課外活動としてのバスケットボール部に関する手続については、学校長が加盟チームのバスケットボール部を代表する。

第3条 [除斥]

裁定委員会の手続きの対象事案に何らかの形で関与したことがある裁定委員及び当該事案に利害関係を有する裁定委員は、当該事案に関して裁定委員として手続きに加わることができない。当該事実がある場合は、裁定委員長が職権で当該裁定委員が当該手続きに加わることができない旨を宣言する。

第4条 [手続きの非公開]

- ① 裁定委員会の手続き及び記録は非公開とする。
- ② 裁定委員、当事者、その代理人、並びにオブザーバー及び本協会の関係者は、裁定委員会の手続きを通じて入手した情報を他に漏らしてはならない。

第5条 [言語]

- ① 裁定委員会の手続き及び書面における言語は日本語を使用する。
- ② 裁定委員会の手続きにおいて、当事者又は関係者が外国語を使用する場合には、口頭の陳述については日本語の通訳を同行し、文書については日本語の訳文を添付しなければならない。

第6条 [代理人]

裁定委員会の手続きにおいて、弁護士及び裁定委員会が承認した者を除き、当事者の代理人となることができない。

第7条 [免責]

裁定委員及び裁定委員会にかかわる事務職員は、故意または重過失による場合を除き、裁定委員会の手続きに関する作為または不作為について、何人に対しても責任を負わない。

第8条 [裁定委員会の運営細則]

裁定委員会は、裁定委員会の手続きに関して、会議その他の運営に関する細則を定めることができる。

第2章 懲罰に関する調査・審議の手続き

第9条 〔調査・審議の手続き〕

基本規程第46条第1項、基本規程第175条第3項に定める懲罰に関する裁定委員会の手続きは、基本規程第10章第1節、第2節および第3節、本規程第1章のほか、本章に定めるところによる。

第10条 〔手続きの開始〕

裁定委員会は、理事会または会長からの付託があった場合に調査・審議を開始する。

第11条 〔調査への協力〕

- ① 裁定委員会は、事案の解明のために、事実関係についての説明及び証拠資料の提出を求め、または現地調査をすることができる。
- ② 裁定委員会自ら、あるいは委託して行う調査の対象となった加盟・登録団体または選手等は、当該調査に協力しなければならない。

第12条 〔聴聞〕

裁定委員会は、原則として当事者に対し事情聴取を行い、その意見を聴取するものとする。ただし、当事者の同意がある場合または当事者が事情聴取を拒否もしくは無断欠席した場合は、この限りではない。

第13条 〔証拠の評価〕

懲罰の審理においては、当事者および目撃者の供述および文書、音声および画像の記録ならびに専門家の意見その他一切の証拠を参照することができる。

第14条 〔懲罰案／答申の作成〕

- ① 裁定委員会は、調査および審議の上、次の各号の事項を記載した懲罰案／答申を作成し、これを理事会に提出しなければならない。この場合、指導者に対する懲罰については、「指導者処分ガイドライン」に従うものとする。
 - (1) 当事者の氏名(団体の場合は団体名および代表者名/代理人がある場合はその氏名)
 - (2) 主文(判断の結論)
 - (3) 判断の理由
 - (4) 作成年月日

第3章 紛争に関する和解あっせんの手続き

第15条 〔和解あっせんの手続き〕

基本規程第46条2項に定める和解あっせんに関する裁定委員会の手続きは、本章に定めるところによる。

第16条 〔和解あっせん委員〕

裁定委員長は、相当と認める場合には、1名又は複数の裁定委員に和解あっせん手続きを担当させ、和解あっせん手続きに関する裁定委員会の権限を委任することができる。

第17条 [手続きの開始]

和解あっせん手続きは、当事者のいずれかによる申立があった場合に開始する。

第18条 [申立手続き]

- ① 和解あっせん手続きの申立を行う者(以下「申立人」という)は、裁定委員会に対し、次の書類を提出しなければならない。
 - (1) 申立書
 - (2) 申立人の主張を裏付ける書証がある場合は、その原本又は写し
 - (3) 代理人により申立を行う場合は、委任状
- ② 前項第1号の申立書には、次の事項を記載しなければならない。
 - (1) 当事者の氏名又は名称(法人の場合は代表者も記載する)、住所、電話・ファクス番号及びメールアドレス
 - (2) 代理人に代理させる場合は、代理人の氏名、住所、電話・ファクス番号及びメールアドレス
 - (3) 申立の趣旨
 - (4) 申立の理由及び立証方法
- ③ 申立の手数料は1件につき金10万円として裁定委員会が定める金額を納付しなければならない。

第19条 [申立の受理及び通知]

- ① 裁定委員会は、前条の規定に適合する裁定の申立があったときには、これを受理するとともに、申立の相手方(以下「被申立人」という)に対し、その旨を通知する。ただし、次の各号のいずれかに該当する事由がある場合には申立を受理しないことができる。
 - (1) 申立人が不当な目的により申立をしたものと認められるとき
 - (2) 申立人が権利又は権限を有しないと明らかに認められるとき
 - (3) 正当な代理権限を有しない者が関与する申立と認められるとき
 - (4) 本協会において既に紛争処理を行った紛争に関する申立であるとき
 - (5) 紛争解決に必要な問題に対する判断を求める申立と認められるとき
 - (6) 申立にかかる事案について、裁判所その他の機関において訴訟・調停等の手続きが係属中であるとき
又は当事者間の紛争が解決しているとき
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、本協会が紛争処理を行うのに適当でないと認めるとき
- ② 前項の通知には、申立書及び書証各1部を添付する。ただし、裁定委員会が適当と認めるときは、その書類の一部のみを被申立人に送付し、又は申立の概要を適当な方法で被申立人に通知して、書類の全部を送付しないことができる。

第20条 [答弁]

- ① 被申立人は、前条の通知が到達した日から30日以内に、裁定委員会に対し、次の書類を提出して答弁することができる。
 - (1) 答弁書
 - (2) 答弁の理由を裏付ける書証がある場合はその書証の原本又は写し
 - (3) 代理人により答弁を行う場合は委任状
- ② 前項第1号の答弁書には、次の事項を記載しなければならない。
 - (1) 当事者の氏名又は名称(法人の場合は代表者も記載する)、住所、電話・ファクス番号及びメールアドレス
 - (2) 代理人に代理させる場合は、代理人の氏名、住所、電話・ファクス番号及びメールアドレス
 - (3) 答弁の趣旨
 - (4) 答弁の理由及び立証方法

- ③ 裁定委員会は、前2項の規定に適合する答弁があったときは、これを受理するとともに、申立人に対し、その旨を通知する。
- ④ 前項の通知には、答弁書及び書証各1部を添付しなければならない。ただし、裁定委員会が適当と認めるときは、その書類の一部のみを申立人に送付し、又は答弁書の概要を適当な方法で申立人に伝達して、書類の全部を送付しないことができる。

第21条 [提出書類の部数]

本規程により申立人又は被申立人が提出する書類の部数は、委任状を除き5部(原本を提出するときは、その写しを含めて5部)とする。ただし、当事者が3名以上のときは、当事者1名につき1部増加する。

第22条 [審理又は調査のための権限等]

- ① 当事者の意見陳述及び証拠の提出は原則として各当事者が文書で行う。
- ② 裁定委員会が申立の審理のために必要と認めたときは、当事者の口頭陳述、利害関係人・第三者の証言若しくは鑑定人の鑑定を求め、資料の提出を命じ、その他の調査を行うことができる。
- ③ 前項の調査に要する費用は、原則として当事者が負担するものとする。

第23条 [和解の成立]

- ① 当事者の申出がある場合又は裁定委員会が相当と認める場合には、裁定委員会は当事者に和解を勧告することができる。
- ② 当事者間に和解が成立した場合において、裁定委員会がその和解の内容を相当と認めたときは、当事者双方に和解契約書を作成させた上で、裁定委員長が立会人としてこれに署名捺印する。
- ③ 前項の和解契約書には、申立手数料その他の手続き費用を負担する当事者及びその割合を記載しなければならない。

第24条 [裁定案の提示]

- ① 裁定委員会は、必要又は適切と認める場合には裁定案(和解案を含む)を提示することができる。
- ② 裁定案は、原則として書面で当事者双方に交付するものとし、裁定委員会が相当と認める場合には、その理由を書面又は口頭で説明する。
- ③ 当事者は、裁定案に対して諾否の自由を有する。
- ④ 裁定案を当事者双方が受諾した場合には、前条に従って和解契約書を作成するものとする。
- ⑤ 裁定案を当事者の一方又は双方が拒否した場合でも、裁定委員会は裁量によりさらに和解あっせん手続きを継続することができる。
- ⑥ 裁定案には、申立手数料及びその他の費用を負担する当事者及びその割合を記載しなければならない。

第25条 [申立の変更、取下]

- ① 申立人は、被申立人の同意を得て、申立を変更することができる。
- ② 申立人は、いつでも申立を取り下げることができる。

第26条 [和解あっせん手続きの終了]

- ① 裁定委員会は、和解の見込みがないと認める場合には、和解あっせん手続きを終了し、当事者双方に手続き終了の通知を行うものとする。
- ② 裁定委員会は、以下の場合には和解あっせん手続きを終了させることができる。
 - (1) 当事者が本規程の定める手続に出頭せず、その他裁定委員会の指示に従わない等、和解あっせんが困難なとき

(2) 裁定委員会が、事案が和解あつせんに適しないと認めるとき

第4章 附則

第27条 〔改正〕

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行う。

第28条 〔施行〕

本規程は、2016年2月10日から施行する。

裁定委員会「指導者処分ガイドライン」

JBA基本規程	
懲罰規程	
第10章(懲罰) 第1節 総則	
第2節 懲罰の種類	
第3節 懲罰の決定	
第163条 [違反行為に対する懲罰]	
第164条 [懲罰の種類]	
(1) 戒告	
(2) 譴責	
(3) 罰金	
(4) 没収	
(5) 賞の返還	
(6) 試合結果の無効(団体用)	
(7) 得点または勝ち点の減点 または無効(団体用)	
(8) 出場資格の停止	
(9) 資格の降格・剥奪 (個人用)	
(10) 公的業務の停止・禁止・ 解任	
(11) 下位デビジョンへの降格 (団体用)	
(12) バスケットボール関連活 動の停止・禁止(個人用)	
(13) 除名	
第166条 [その他の違反行為に対する 懲罰]	
第175条 [違反行為の調査・審議および 懲罰の決定]	
③競技、ドーピング除く違反 行為に対する懲罰は、裁定 委員会の調査、審議を経て 理事会が決定する。 ⇒ 処分の基準なし	
第176条 [裁定委員会等の答申の尊重]	
第177条 [理事会の決定の最終的拘束 力および再審請求](一回のみ)	
第178条 [権限の委任]	

JBA														
指導者処分ガイドライン														
《指導者処分基準》														
考慮すべき要素	違反の程度・結果	処分内容												
暴力・体罰行為 故意か過失か、確認	被害者障害無し	●懲罰の種類は以下の8項目 (1) 戒告 (2) 譴責 (3) 罰金 (4) 出場資格の停止 (5) 資格の降格・剥奪 (6) 公的業務の停止・禁止・解任 (7) バスケットボール関連活動の停止・禁止 (8) 除名 のいずれかを科すものとする。												
	被害者が全治1か月未満													
	被害者が全治1か月以上													
心身に有害な言動 故意か過失か、確認	活動環境に影響なし	●懲罰の種類は以下の8項目 (1) 戒告 (2) 譴責 (3) 罰金 (4) 出場資格の停止 (5) 資格の降格・剥奪 (6) 公的業務の停止・禁止・解任 (7) バスケットボール関連活動の停止・禁止 (8) 除名 のいずれかを科すものとする。												
	被害者が強い嫌悪感を覚える													
	周囲の活動に支障がある													
わいせつ行為 心身に有害な影響を及ぼす	苦痛だが活動環境は無し	●懲罰の種類は以下の8項目 (1) 戒告 (2) 譴責 (3) 罰金 (4) 出場資格の停止 (5) 資格の降格・剥奪 (6) 公的業務の停止・禁止・解任 (7) バスケットボール関連活動の停止・禁止 (8) 除名 のいずれかを科すものとする。												
	被害者、周囲に支障													
	重大な障害・刑事罰													
性的言動	被害者苦痛。周囲未悪化	●懲罰の種類は以下の8項目 (1) 戒告 (2) 譴責 (3) 罰金 (4) 出場資格の停止 (5) 資格の降格・剥奪 (6) 公的業務の停止・禁止・解任 (7) バスケットボール関連活動の停止・禁止 (8) 除名 のいずれかを科すものとする。												
	被害者、周囲に支障													
	重大な障害・刑事罰													
不適切な指導 しごき・おいこみ	活動環境に影響なし	●懲罰の種類は以下の8項目 (1) 戒告 (2) 譴責 (3) 罰金 (4) 出場資格の停止 (5) 資格の降格・剥奪 (6) 公的業務の停止・禁止・解任 (7) バスケットボール関連活動の停止・禁止 (8) 除名 のいずれかを科すものとする。												
	被害者が強い嫌悪感を覚える													
	周囲の活動に支障がある													
脱税等不適切な経理処理	知りながら未報告	●懲罰の種類は以下の8項目 (1) 戒告 (2) 譴責 (3) 罰金 (4) 出場資格の停止 (5) 資格の降格・剥奪 (6) 公的業務の停止・禁止・解任 (7) バスケットボール関連活動の停止・禁止 (8) 除名 のいずれかを科すものとする。												
	他の目的に流用した													
	自己の利益・刑事罰													
<p>ただし、処分決定に当たっては、加害者と被害者の関係性、結果の重大性、被害者の心理的負担・スポーツ活動への影響等を考慮し、過去の処分内容との均衡等を総合的に考慮のうえ、形式的・機械的でなく、個別事案に応じて決定する。</p> <p>尚、本ガイドライン作成に当たっては、下記日体協「公認スポーツ指導者処分基準」参照。</p> <p>日体協《公認スポーツ指導者処分基準》</p> <table border="1"> <tr> <td>(1) 注意</td> <td>⇒文書で注意、反省文提出</td> <td>[実害がない偶発的な違反行為]</td> </tr> <tr> <td>(2) 嚴重注意</td> <td>⇒文書で注意、反省文提出 2回目以降資格停止を通告</td> <td>[実害がない継続的・悪質な違反行為]</td> </tr> <tr> <td>(3) 資格停止</td> <td>⇒一定期間資格停止</td> <td>[実害がある違反行為]</td> </tr> <tr> <td>(4) 資格取消し</td> <td>⇒保有資格取消し</td> <td>[実害がある重大な違反行為]</td> </tr> </table> <p>処分の決定に係る基本的な考え方は、JBAに同じ</p>			(1) 注意	⇒文書で注意、反省文提出	[実害がない偶発的な違反行為]	(2) 嚴重注意	⇒文書で注意、反省文提出 2回目以降資格停止を通告	[実害がない継続的・悪質な違反行為]	(3) 資格停止	⇒一定期間資格停止	[実害がある違反行為]	(4) 資格取消し	⇒保有資格取消し	[実害がある重大な違反行為]
(1) 注意	⇒文書で注意、反省文提出	[実害がない偶発的な違反行為]												
(2) 嚴重注意	⇒文書で注意、反省文提出 2回目以降資格停止を通告	[実害がない継続的・悪質な違反行為]												
(3) 資格停止	⇒一定期間資格停止	[実害がある違反行為]												
(4) 資格取消し	⇒保有資格取消し	[実害がある重大な違反行為]												

公式競技会における違反行為に対する懲罰基準の制定について

【目的】

JBA基本規程の第165条〔競技および競技会に関連する違反行為に対する懲罰〕で定められている「公式競技会における違反行為に対する懲罰基準」が未整備のため、制定する（別紙参照）。

【参考】JBA基本規程（抜粋）

●第165条〔競技および競技会に関連する違反行為に対する懲罰〕

本規程等に対する違反行為のうち、公式競技会における審判員による退場処分の対象となる違反行為を除いた競技および競技会に関連する違反行為のうち、懲罰の対象となる行為およびこれに対する懲罰の基準は、添付の「公式競技会における違反行為に対する懲罰基準」に定めるとおりとする。

以上

公式競技会における違反行為に対する懲罰基準

本懲罰基準は、公益財団法人日本バスケットボール協会(JBA)基本規程 第 10 章「懲罰」第 2 節懲罰の種類 第 165 条〔競技および競技会に関連する違反行為に対する懲罰〕により定めるものとする。

1.〔競技及び競技会における違反行為〕

加盟団体又は選手等の違反行為のうち、JBA または都道府県協会、各種連盟等が主催する公式試合及び公式競技会に関するものに対しては、本節の定めるところにより、所管の規律・プレイクリーン委員会の調査・審議を経て懲罰を適用する。

2.〔公式競技会における懲罰〕

公式競技会においては、それぞれ規律・プレイクリーン委員会を設置し、本基準に従い、その競技会に関する規律問題を処理しなければならない。

3.〔警告・退場〕

競技中の主審による警告・退場の対象となる違反行為が、規律プレイクリーン委員会の判断により更に懲罰を科す行為と判断された場合は、下記のとおりとする。

JBA バスケットボール競技規則、第 36 条テクニカルファール、第 37 条アンスポーツマンライク・ファール、第 38 条ディスクォリファイング・ファール、第 39 条ファイティングに則り、

罰則：

主審が下した懲罰に加え、下記(1)から(9)の行為について、戒告・譴責・罰金・没収・賞の返還・出場資格の停止(当該競技会において次試合から当該競技会全ての試合・競技会をまたがる場合も含む)のいずれかを科すものとする。

- (1) 著しい反則行為
- (2) きわめて危険な行為
- (3) 主審、副審の判定に対する執拗な非難、抗議等
- (4) 主審、副審、他の競技者、その他競技に立ち会っている人々に対する侮辱
- (5) 乱暴な行為
- (6) 不正な行為 → 警告を与えられた後、さらに不正な行為を繰り返す
- (7) きわめて反スポーツ的な行為
- (8) 主審に無断で抗議のためにコートを離れる行為
- (9) その他きわめてスポーツマンらしくない行為(観客への無礼な仕種、差別発言その他の差別的行為等を含む)

4.〔その他の違反行為〕

競技及び競技会における違反行為のうち 3.〔警告・退場〕に定めるものを除く行為に対する懲罰は下記(1)から(5)のとおりとする。

- (1) 選手等による競技場又はその周辺関連施設における故意による器物破損行為

罰則：戒告・譴責・罰金・没収・賞の返還・出場資格の停止(当該競技会において次試合から当該競技会全ての試合・競技会をまたがる場合も含む)のいずれかを科すものとする。

(2)競技者登録証等の偽造・変造

競技者登録証、メンバー表、その他選手の出場資格に関する文書、コーチ証等を偽造又は変造した場合

罰則:戒告・譴責・罰金・没収・賞の返還・出場資格の停止のいずれかを科すものとする。

(3)競技会 AD カード等の不正使用

競技会において主催者から発行される AD カード等を不正に使用した場合

罰則:不正に使用した AD カード等に見合う入場料を支払った上で、戒告・譴責のいずれかを科すものとする。

(4)出場資格の無い選手の公式試合への不正出場(未遂を含む)

罰則:

出場させた(させようとした)推薦団体 → 戒告・譴責を科すものとする。

出場させた(させようとした)チーム → 戒告・譴責・没収・賞の返還・出場資格の停止。

(5)競技会の公式行事への参加

競技会の公式行事(代表者会議・開会式・閉会式・表彰式その他大会主催者が参加を指示した行事)を大会主催者への連絡もせず許可なく欠席した場合

罰則:戒告・譴責・罰金・没収・賞の返還・出場資格の停止・資格の降格剥奪のいずれかを科すものとする。

(6)その他の違反行為

本基準に該当条文がない場合で、チーム又は選手等が基本規程及び本基準の趣旨に明らかに反すると判断される行為を行った場合、当該チーム又は選手等に対して、基本規程第 10 章「懲罰」第 2 節 懲罰の種類に定める各懲罰のうちから適切と判断される懲罰を科すことができる。

ただし、都道府県協会等の規律・プレイクリーン委員会が本基準を適用して懲罰を適用する場合、事前に JBA の規律・プレイクリーン委員会委員長の承認を得なければならないものとする。

5. [出場停止処分を繰り返した場合]

同一競技会において繰り返し出場停止処分に相当する違反行為を行った場合、出場停止処分の原因が同一でなくとも、基本規程第 10 章「懲罰」第 2 節 懲罰の種類に定める各懲罰のうちから適切と判断される懲罰を科すことができる。

JBA 事務所移転について

【目的】

日本におけるバスケットボール界のさらなる発展を企図し、事務局機能の強化および効率化、並びに関連団体間の一層の連携強化(セントラルオフィス化)を目的として、事務所を下記に移転する。

【移転先】

●住所 〒112-0004 東京都文京区後楽 1-7-27 後楽鹿島ビル 6階

●電話番号 03-4415-2020

●FAX 番号 03-4415-2021

※受付時間 9:30～17:30(土・日曜日および祝日を除く)

【移転日】

2016(平成 28)年 2 月 22 日(月)

※移転に伴う諸作業のため、2 月 19 日(金)12:00～22 日(月)13:00 まで、

事務局業務を休業といたします。ご了承ください。

以上